

## 大分家庭裁判所委員会議事要旨

### 1 開催日時

平成23年6月30日(木)午後3時00分から午後4時30分まで

### 2 開催場所

大分家庭裁判所大会議室

### 3 出席委員

今井和桂子，宇根谷孝子，小林 寛，佐藤敬子，中谷雄二郎，野村 拓，深田茂人，渡邊幸恵（五十音順，敬称略）

### 4 議事内容

#### (1) 新任委員自己紹介（野村委員）

#### (2) 家事審判法の見直しについて

ア 家事審判法の見直し（申立書の書式変更を含む）についての概要説明

イ 意見交換（：委員長，：委員，：裁判所）

現行の家事審判法は，条文の数が31条しかなく，概括的な定めとなっているのに対し，家事事件手続法は，条文の数が293条まであり，家事事件の手続が詳細に定められている。

また，今回の見直しのポイントは，①当事者の手続保障，②手続の透明性の確保，③子どもの権利の確保である。

今回の家事審判法の見直しの中で，子どもの権利については，手続上，どのように反映されているのか。

子の観護に関する処分等の審判事件について，現行の家事審判法では，15歳未満の子の意見聴取の必要性については，必ずしも義務づけられてはいなかった。

今回の家事審判法の見直しにより，子どもの利益を考慮して，「15歳未満の子に関しても，陳述聴取，家裁調査官による調査等の適切な方法により，子の意思を把握するように努め，審判するに当たり，子の年齢等に応じて，その意思を考慮しなければならない。」というように見直される見込みである。

今回の見直しにより，子どもの意見ではなく，意思を把握しなければな

らないこととなる。家裁調査官は、子どもにとって最大の利益は何かということ念頭に置いて調査することになる。

家事事件の申立て等を考えている人は、どこの裁判所で相談、あるいは、申立てをすればよいのか。

相談については、どの裁判所でも行うことができる。申立てについては、家事審判規則で事件の種別ごとに管轄裁判所が定められており、その管轄を有する裁判所に申し立てる必要がある。

例えば、当庁管内の中津支部を例に挙げると、中津市は福岡県豊前市に近いため、豊前市在住の方が中津支部に家事事件の手續相談に来られるが、豊前市の管轄裁判所は福岡家庭裁判所行橋支部であるため、申立ては行橋支部にしてもらわなければならない。

次に、申立書の書式変更について、御意見を伺いたい。

従来の申立書のどのような点に不都合を感じ、今回の申立書の書式変更に至ったのか。

申立書の書式変更については、従来の申立書に対する不都合というよりも、現在は、相手方に申立書を送付していないが、今回の家事審判法の見直しにより、申立書を相手方に送付することになった点を考慮して、書式の変更を検討した。

申立書の変更案については、従来のものに比べ簡略化され、見やすく、書きやすいと思う。

あまり簡略化しすぎて、申立ての実情欄等をチェック方式にしてしまうと、個別の事情の内容が分からないのではないかと考えられる。

例えば、申立の理由中の「異性関係」といっても、どの程度が離婚の原因となるかについては人によって差があるので、「異性関係」という言葉だけでは分からない場合もあるのではないかと思う。

裁判所が言われるように、申立書を相手方に送付するという側面から見ると申立書を簡略化することは良い考えだと思う。ただ、場合によっては、別紙を引用して詳しく記載する方法や、あるいは、「詳しくは調停でお話します」等の欄を設け、申立人に記載方法を選択してもらうことも考えら

れるのではないか。

この申立書を現実に利用する当事者の立場に立って考えてみると良い申立書ができると思う。ただ、申立人及び相手方と双方の立場を反映させるのは難しいのではないかと考える。

相手方に申立書を送付することから、申立書案では、相手方に知られても差し支えのない住所を記載することになっているが、裁判所にとって不都合はないのか。

現在も、住所等を相手方に知られたくない場合には、実際の住所等を記載しない取扱いとしているが、不都合はない。

養育費や婚姻費用分担の申立書案では、調停の手續と審判の手續が選択できるようになっているが、どちらの手續を選べばよいか分からないのではないか。

家庭裁判所には手續案内を行う窓口があり、この窓口において裁判所職員が調停と審判のそれぞれの手續について説明し、いずれかの手續を決めていただいている。相談の際に手續を決められないときは、時間をかけて検討して手續を選択した上で、申立書を郵送してもらうことも可能である。また、審判手續を選択して申し立てられても、事案を勘案して、調停手續に付すこともある。

### (3) 人事訴訟事件の概況について

平成22年の人事訴訟事件の概況についての説明

### (4) 委員の立場から家庭裁判所の運営に関する意見について

家庭裁判所委員会に法曹関係者以外の者が出席する意義は、家庭裁判所の運営に関して、素人的な感覚から意見を述べることにあると思う。家庭裁判所としては、一般の人の立場に立って考えてみるというのが大切なのではないかと考える。

一般の人は、家庭裁判所に対して、まず、問題点や悩みを「聞いてほしい」と思っている。そこで、「分かりやすく」と「易しく」というのが家庭裁判所にとっての大事なキーワードであり、難しい言葉を噛み砕いて説明することが必要である。

家庭裁判所は，家庭生活に関する問題についてのナビゲーターの立場だ  
と思うし，頼れる存在になるべきだと考える。

5 次回期日等について

(1) 日時

平成24年1月27日(金)午後3時から

(2) テーマ

民法の改正(親権の喪失の制度及び未成年後見制度等の見直し等)について

(3) 場所

大分家庭裁判所大会議室